

猪名川町告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者の指定について、猪名川町財務規則（昭和 51 年規則第 4 号）第 32 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記の者を指定納付受託者に指定したため、告示する。

令和 8 年 1 月 15 日

猪名川町長 岡本 信司

1. 指定納付受託者の住所及び名称

兵庫県神戸市長田区神楽町 1-2-3

株式会社 寺岡精工

2. 指定納付受託者に納付させる歳入

窓口キャッシュレス決済サービスを利用して納付される手数料等

3. 指定納付受託者として歳入納付の申出を指定した日

令和 8 年 1 月 15 日